



宮 崎 県 公 報

令和元年6月20日(木曜日) 第14号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示	頁	
○口頭により開示請求をすることができる保有個人情報……………(総務課) 1		○道路の区域の変更……………(道路保全課) 5
○歳入の徴収の事務の委託……………(財産総合管理課) 2		○建築基準法に基づく道路の位置の指定……………(建築住宅課) 5
○救急病院の認定……………(医療業務課) 3		公 告
○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令(伐倒駆除等)……………(自然環境課) 3		○公文書開示等の状況……………(総務課) 5
○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令(移動制限・禁止)……………(") 3		○個人情報保護制度の運用状況……………(") 7
○森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令(") 4		○土地改良区の役員の就任の届出……………(農村整備課) 8
○民有林の保安林の指定……………(") 4		○土地改良区の役員の就退任の届出(8件)……………(") 9
○保安林の指定予定の通知……………(") 4		○土地改良区の定款変更の認可(3件)……………(") 13
○農業振興地域の変更……………(農村計画課) 4		○県営土地改良事業計画の策定……………(") 13
○漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定の一部改正……………(水産政策課) 5		○基本測量の実施の通知……………(管理課) 13
		○公共測量の実施の通知……………(") 13
		公安委員会告示
		○特別遊泳場の指定……………13
		雑 報
		○宮崎県市町村職員共済組合の平成30年度決算の要旨……………15
		正 誤
		○令和元年6月3日付け県公報(第9号)目次中……………16

告 示

宮崎県告示第85号

宮崎県個人情報保護条例(平成14年宮崎県条例第41号)第26条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を次のとおり定めた。

なお、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報(平成29年宮崎県告示第376号)は、廃止する。

令和元年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の内容		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容		
県職員選考採用試験	試験種目別得点及び総合順位	合格発表の日から起算して6月間	総務部人事課
准看護師試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から起算して1月間	福祉保健部医療業務課
毒物劇物取扱者試験	同 上	同 上	同 上
登録販売者試験	同 上	同 上	同 上
調理師試験	同 上	同 上	福祉保健部衛生管理課

ふぐ処理師試験	同上	同上	同上
宮崎県製菓衛生師試験	同上	同上	同上
クリーニング師試験	同上	同上	同上
狩猟免許試験	知識試験の得点	試験当日午後	各試験会場
		最終合格発表の日から起算して1月間	環境森林部自然環境課、西臼杵支庁林務課及び各農林振興局林務課
	技能試験の減点	同上	同上
林業架線作業主任者免許講習修了試験	科目別得点	合格発表の日から起算して1月間	宮崎県林業技術センター
砂利採取業務主任者試験	科目別得点及び総合得点	同上	商工観光労働部企業振興課
採石業務管理者試験	同上	同上	同上
技能検定試験	科目別得点	同上	商工観光労働部雇用労働政策課
職業訓練指導員試験	同上	同上	同上
県立産業技術専門学校訓練生選考試験	学科試験の科目別得点	同上	受験した県立産業技術専門学校又は県立産業技術専門学校高鍋校
宮崎県農薬管理指導士認定試験	科目別得点及び総合得点	可否通知を発送した日から起算して1月間	農政水産部農業経営支援課
県立農業大学校入学試験	総合得点	合格発表の日から起算して1月間	県立農業大学校
家畜人工授精に関する講習会選考試験	総合得点及び順位	同上	農政水産部畜産新生推進局家畜防疫対策課
家畜人工授精に関する講習会修業試験	科目別得点及び総合得点	同上	同上
家畜体内受精卵移植に関する講習会選考試験	総合得点及び順位	同上	同上
家畜体内受精卵移植に関する講習会修業試験	科目別得点及び総合得点	同上	同上
県立高等水産研修所入所試験	筆記試験の得点及び総合順位	同上	県立高等水産研修所
宮崎県産業開発青年隊入隊試験	一般選考試験又は推薦選考試験における総合評価点及び順位	同上	宮崎県建設技術センター

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

令和元年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

委託した徴収事務	委託先	委託期間
宮崎県東京職員寮の利用料金	ジャパンプロテクション株式会社	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

宮崎県告示第87号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

令和元年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名称	所在地
海老原総合病院	児湯郡高鍋町大字上江 207番地

2 救急病院等の認定の有効期間

令和元年7月6日から令和4年7月5日まで

宮崎県告示第88号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

令和元年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

県内一円

(2) 期間

令和元年10月1日から令和2年5月20日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

- 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- 松の伐採跡地であって、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布するか、又は当該根株をはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。))をいう。以下同じ。)を所有

し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる処置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- 3に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 3に掲げる措置を1(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、松くい虫駆除実施届出書を、速やかに3に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局長に提出しなければならない。
- 西臼杵支庁又は農林振興局長は、松くい虫駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。
- 知事は、3に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

宮崎県告示第89号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

令和元年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

県内一円

(2) 期間

令和元年10月1日から令和2年9月30日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。))をいう。以下同じ。)は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させてはならない。

4 命令をしようとする理由

松くい虫の付着した伐採木等を移動することにより、当該伐採木等が感染源となって松くい虫による被害が一層拡大するおそれがあるため。

宮崎県告示第90号

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第2項の規定により、次のとおり特別伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

令和元年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

宮崎市、延岡市、日南市、日向市、串間市、高鍋町、新富町及び門川町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課並びに宮崎市、延岡市、日南市、日向市及び串間市の市役所並びに高鍋町、新富町及び門川町の役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

令和元年10月1日から令和2年5月20日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して破砕するか、又は当該松の樹木を伐倒して焼却(炭化を含む。)すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置のうち、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが6ミリメートル(木材チップパーにより破砕する場合には、15ミリメートル)以下となるように破砕を行うこと。
- (3) 3に掲げる措置を1(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、特別伐倒駆除実施届出書を速やかに、3に掲げる松林の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄する農林振興局長に提出しなければならない。
- (4) 農林振興局長は、特別伐倒駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。
- (5) 知事は、3に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

宮崎県告示第91号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により

、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和元年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林の所在場所 日南市北郷町郷之原字稲荷免甲3546、甲3549-2、甲3579

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字稲荷免甲3546・甲3579(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第92号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 えびの市大字末永宇天宮2442-6、2442-18から2442-20まで、2444-2、2444-5、2444-6、2445-17、字馬渡3336-24(次の図に示す部分に限る。)、3336-3、3336-4

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

宇天宮2442-18から2442-20まで・2444-2(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第93号

昭和46年宮崎県告示第1128号の2で指定した宮崎市の区域に係る農林振興地域を次の図面のとおり変更する。

「次の図面」は、省略し、その図面を宮崎県農政水産部農村計画課及び宮崎県中部農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

令和元年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第94号

漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定(平成14年宮崎県告示第427号)の一部を次のように改正し、公表の日から適用する。
 なお、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。

令和元年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
[略]			[略]		
日南市 第三加 入区	[略]	1 小型まぐろ漁業	日南市 第三加 入区	[略]	1 小型はえ縄等漁業及び小型ま ぐろ漁業
		2 [略]			2 [略]
		3 小型漁船漁業			3 小型漁船漁業であって1に掲 げる漁業以外のもの
[略]			[略]		

宮崎県告示第95号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年6月20日から同年7月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	388号	東臼杵郡美 郷町南郷水 清谷字赤木 1667番4地 先から同郡 同町南郷水 清谷同字16 67番5まで	旧	10.5～ 13.4	21.0
				新	12.4～ 27.5	21.0

宮崎県告示第96号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和元年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(西都) 2019- 2	大平産業 株式会社 代表取締役 役平岩直	西都市大字右松字 下鶴1967番4	6.00 ～ 6.01	30.53	令和元 年6月 5日

樹				
---	--	--	--	--

公 告

宮崎県情報公開条例(平成11年宮崎県条例第36号)第26条の規定により、平成30年度における各実施機関の公文書の開示等の状況を次のとおり公表する。

令和元年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 公文書の開示請求の処理状況

(件)

請求書 受 付 件 数	決 定 等 の 内 訳						合 計
	開示	部分 開示	不開 示	不存 在	却下	取下げ	
4,026	3,909	101	16	46	0	87	4,159

(注1) 1件の開示請求につき、当該請求の内容により複数の公文書が対象となり、それぞれの公文書について決定が行われた例があるため、請求書受付件数と決定等の内訳の合計は一致しない。

(注2) 決定等の内訳の不存在とは、公文書の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

2 請求者の状況

(件)

区 分	個 人	法人その他の団体	計
県 内	346	3,106	3,452
県 外	294	280	574
計	640	3,386	4,026

3 公文書の開示請求に対する実施機関別の処理状況(件)

実施機関	決定の件数	決定等の内訳						
		開示	部分開示	不開示	不存在	却下	取下げ	
知	総合政策部	23	9	9	2	1	0	2
	総務部	60	44	4	2	7	0	3
	福祉保健部	174	138	18	1	5	0	12
	環境森林部	173	154	7	1	9	0	2
事	商工観光労働部	25	16	9	0	0	0	0
	農政水産部	492	472	8	1	3	0	8
	県土整備部	2,716	2,638	21	5	10	0	42
	関係部共管	0	0	0	0	0	0	0
	会計管理局	5	4	1	0	0	0	0
	小計	3,668	3,475	77	12	35	0	69
	教育委員会	61	36	11	3	6	0	5
	選挙管理委員会	4	2	1	0	1	0	0
	人事委員会	4	1	1	0	2	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	
警察本部長	201	189	7	1	2	0	2	
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	
公営企業管理者	58	57	1	0	0	0	0	
病院事業管理者	147	133	3	0	0	0	11	
地方独立行政法人	1	1	0	0	0	0	0	
地方二公社	15	15	0	0	0	0	0	

合計	4,159	3,909	101	16	46	0	87
----	-------	-------	-----	----	----	---	----

4 審査請求の件数
4件

5 審査請求の処理状況

審査請求の案件	実施機関	審査請求年月日	公文書開示審査会			審査請求に対する裁決等	
			諮問年月日	答申年月日	答申の内容	裁決等年月日	裁決等の内容
知事(人事課)に対してされた公文書開示請求に係る不作為に対する審査請求	知事	平成30年4月15日	-	-	-	平成30年8月20日	取下げ
知事(人事課)に対してされた公文書開示請求に係る不作為に対する審査請求	知事	平成30年4月15日	-	-	-	平成30年8月20日	取下げ
教育委員会(人権同和教育課)が行った公文書不開示決定に対する審査請求	教育委員会	平成30年5月9日	平成30年10月26日	平成31年2月13日	決定は妥当である	令和元年5月17日	棄却
教育委員会(教育政策課)が行った公文書不開示決定に対する審査請求	教育委員会	平成30年7月23日	平成30年11月2日	平成31年2月13日	決定は妥当である	平成31年3月13日	棄却

6 県民情報センターの利用状況

利用者数	情報相談等	資料閲覧	資料貸出
	人数	人数	冊数
3,256	1,343	1,257	173

宮崎県個人情報保護条例(平成14年宮崎県条例第41号)第52条の規定により、平成30年度における各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和元年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保有個人情報の開示請求の状況

(1) 書面による開示請求

ア 書面による開示請求の処理状況 (件)

請求書受付件数	決定等の件数	決定等の内訳					
		開示	部分開示	不開示	不存在	却下	取下げ
81	91	31	52	3	2	0	3

(注1) 1件の開示請求につき、当該請求の内容により複数の保有個人情報が対象となり、それぞれの保有個人情報について決定が行われた例があるため、請求書受付件数と決定等の件数は一致しない。

(注2) 決定等の内訳の不存在とは、保有個人情報の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

イ 実施機関別の処理状況 (件)

実施機関	決定の件数	決定等の内訳					
		開示	部分開示	不開示	不存在	却下	取下げ
議会	0	0	0	0	0	0	0
知事	総合政策部	3	3	0	0	0	0
	総務部	8	7	0	0	1	0
	福祉保健部	11	4	4	1	0	2
	環境森林部	0	0	0	0	0	0
	商工観光労働部	0	0	0	0	0	0
	農政水産部	0	0	0	0	0	0
	県土整備部	1	0	0	1	0	0
	関係部共管	0	0	0	0	0	0
	会計管理局	0	0	0	0	0	0

	小計	23	14	4	2	1	0	2
教育委員会	17	14	1	1	0	0	0	1
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	50	2	47	0	1	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	1	1	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	91	31	52	3	2	0	3	

(2) 口頭による開示請求(簡易開示)の実施状況(件)

実施機関	該当試験数	開示件数
議会	0	0
知事	総合政策部	0
	総務部	7
	福祉保健部	7
	環境森林部	2
	商工観光労働部	6
	農政水産部	5
	県土整備部	1
	関係部共管	0
	会計管理局	0

	会計管理局	0	0
	小計	28	41
教育委員会	4	1,388	
選挙管理委員会	0	0	
人事委員会	11	213	
監査委員	0	0	
公安委員会	0	0	
警察本部長	0	0	
労働委員会	0	0	
収用委員会	0	0	
海区漁業調整委員会	0	0	
内水面漁場管理委員会	0	0	
公営企業管理者	0	0	
病院事業管理者	1	4	
地方独立行政法人	11	9	
合計	55	1,655	

情報全部開示決定に対する審査請求	教育委員会	30年7月11日	-	-	-	-	-
教育委員会(高校教育課)が行った保有個人情報全部開示決定に対する審査請求	教育委員会	平成30年7月11日	-	-	-	-	-

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、
 醍醐酒谷土地改良区(日南市)の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和元年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

就任した役員

役名	氏名	住所
理事	大磯正治	日南市大字酒谷乙6741-1
理事	肥田木哲郎	日南市大字酒谷乙7352-1
理事	金丸益三	日南市大字酒谷乙5106-1
理事	青山岩夫	日南市大字酒谷乙4211-1
理事	田村忠義	日南市大字吉野方1024-5
理事	中村勇	日南市大字吉野方9932-2
理事	門川実	日南市大字酒谷乙632
理事	向高丈博	日南市大字酒谷乙801-1
理事	末西良嗣	日南市大字吉野方10847
理事	山口光彦	日南市大字楠原1948-2
理事	東昭良	日南市大字楠原615-2
監事	四本克彦	日南市大字酒谷乙7181-2
監事	黒木英則	日南市大字酒谷乙5055
監事	山下喜数	日南市大字吉野方9737

(注)簡易開示については、実施機関があらかじめ口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を定め、告示したものが対象となるが、現在において当該保有個人情報は、各実施機関が実施する採用試験や資格試験などの各種試験の結果のみである。

- 2 保有個人情報の訂正請求の状況
該当なし
- 3 保有個人情報の利用停止請求の状況
該当なし
- 4 審査請求の件数
2件
- 5 審査請求の処理状況

審査請求の案件	実施機関	審査請求年月日	個人情報保護審議会			審査請求に対する裁決等	
			諮問年月日	答申年月日	答申の内容	裁決等年月日	裁決等の内容
教育委員会(高校教育課)が行った保有個人		平成					

監事	山口新市	日南市大字楠原1979
----	------	-------------

(任期：令和3年3月31日まで)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、出之山土地改良区(小林市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	鳥越和久	小林市南西方1002番地1
理事	山本洋二	小林市細野799番地

(任期：令和2年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	上ノ薮博敏	小林市南西方967番地
理事	前原信一	小林市細野3104番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、宮崎市生目土地改良区(宮崎市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	川野恒道	宮崎市大字有田2060番地
理事	横山健	宮崎市大字跡江4739番地2
理事	金丸隆幸	宮崎市大字長嶺397番地2
理事	福嶋九州男	宮崎市大字有田134番地5
理事	徳山一男	宮崎市大字小松305番地
理事	加藤明実	宮崎市大字跡江1719番地
理事	日高富士美	宮崎市大字富吉4746番地2
理事	横山龍雄	宮崎市大字富吉2559番地
理事	長友昭治	宮崎市大字富吉368番地

理事	坂本哲朗	宮崎市大字浮田794番地1
----	------	---------------

理事	井上靖則	宮崎市大字浮田2212番地
----	------	---------------

理事	徳地久実	宮崎市大字細江2318番地3
----	------	----------------

理事	多田春幸	宮崎市大字細江4193番地3
----	------	----------------

理事	宮田英希	宮崎市大字生目4018番地
----	------	---------------

理事	兒玉利雄	宮崎市大字生目552番地
----	------	--------------

理事	後藤幸一	宮崎市大字長嶺695番地2
----	------	---------------

理事	谷口典夫	宮崎市大字柏原1102番地
----	------	---------------

理事	岩切一成	宮崎市大字柏原819番地1
----	------	---------------

理事	徳地豊	宮崎市大字跡江1887番地2
----	-----	----------------

理事	川崎孝文	宮崎市大字跡江739番地
----	------	--------------

監事	日高一光	宮崎市大字富吉5055番地
----	------	---------------

監事	横山森雄	宮崎市大字富吉2428番地1
----	------	----------------

監事	湯地初男	宮崎市大字跡江908番地
----	------	--------------

(任期：令和3年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	川野恒道	宮崎市大字有田2060番地
理事	川崎和久	宮崎市大字跡江736番地
理事	横山健	宮崎市大字跡江4739番地2
理事	福嶋九州男	宮崎市大字有田134番地5
理事	徳山一男	宮崎市大字小松305番地
理事	加藤明実	宮崎市大字跡江1719番地
理事	日高富士美	宮崎市大字富吉4746番地2
理事	森敏	宮崎市大字富吉604番地1
理事	長谷川増夫	宮崎市大字富吉2269番地2
理事	兒玉秀樹	宮崎市大字浮田519番地4
理事	長友繁	宮崎市大字浮田1417番地4

理事	多田 春幸	宮崎市大字細江4193番地3
理事	高橋 秀則	宮崎市大字細江2492番地1
理事	宮田 英希	宮崎市大字生日4018番地
理事	兒玉 利雄	宮崎市大字生日 552番地
理事	長友 照明	宮崎市大字長嶺 218番地
理事	後藤 幸一	宮崎市大字長嶺 695番地2
理事	谷口 稔	宮崎市大字柏原1086番地
理事	松浦 透	宮崎市大字柏原 961番地
理事	徳地 豊	宮崎市大字跡江1887番地2
監事	日高一 光	宮崎市大字富吉5055番地
監事	横山 森雄	宮崎市大字富吉2428番地1
監事	湯地 初男	宮崎市大字跡江 908番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、保揚枝原土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年6月20日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	今別府 泰志	小林市真方5641番地1
理事	海蔵 初明	小林市東方6103番地の62
理事	大部 実男	小林市真方3742番地の3
理事	鷗野 弘行	小林市東方6249番地1
理事	今別府 勝秋	小林市北西方5788番地
理事	鷗野 義春	小林市東方6259番地2
監事	吉藺 和文	小林市真方3912番地
監事	相場 克幸	小林市真方3898番地6

(任期：令和3年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	今別府 泰志	小林市真方5641番地1
理事	吉藺 和文	小林市真方3912番地
理事	大部 実男	小林市真方3742番地の3
理事	鷗野 弘行	小林市東方6249番地1
理事	今別府 勝秋	小林市北西方5788番地
理事	今別府 裕一	小林市北西方5734番地
監事	海蔵 初明	小林市東方6103番地の62
監事	相場 克幸	小林市真方3898番地6

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、宝光院土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年6月20日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	谷口 和巳	小林市細野4659番地2
理事	西田 達也	小林市細野3041番地1
理事	東園 節	小林市細野2861番地2
理事	内 永 悟	小林市細野4445番地1
理事	開尾 茂	小林市細野4911番地5
理事	徳永 光治	小林市細野4567番地10
監事	新竹 明	小林市細野1704番地2
監事	大牟田 俊子	小林市細野4007番地

(任期：令和3年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	谷口 和巳	小林市細野4659番地2
理事	永山 浩一	小林市駅前 209

理 事	上 谷 幸 公	小林市細野2982番地3
理 事	内 永 悟	小林市細野4445番地1
理 事	開 尾 茂	小林市細野4911番地5
理 事	押 領 司 浩	小林市細野4059番地
監 事	谷 山 已知雄	小林市細野4561番地ロの1
監 事	新 竹 明	小林市細野1704番地2

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、山中土地改良区(小林市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	荒 武 辰 夫	小林市細野5489番地
理 事	黒 木 薫	小林市細野5434番地1
理 事	坂 口 正 美	小林市細野5247番地
理 事	齋 藤 洋 光	小林市細野1851番地の1
理 事	堂 籠 哲 生	小林市細野5249番地13
監 事	吉 留 健 一	小林市細野5600番地の4
監 事	坂 口 國 人	小林市細野5248番地3

(任期：令和4年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	荒 武 辰 夫	小林市細野5489番地
理 事	黒 木 薫	小林市細野5434番地1
理 事	坂 口 正 美	小林市細野5247番地
理 事	齋 藤 洋 光	小林市細野1851番地の1
理 事	堂 籠 哲 生	小林市細野5249番地13
監 事	吉 留 健 一	小林市細野5600番地の4
監 事	坂 口 國 人	小林市細野5248番地3

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、市谷土地改良区(小林市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	下 村 勲	小林市真方2637番地10
理 事	寺 師 友 二	小林市北西方5350番地1
理 事	永 井 広 行	小林市真方4289番地
理 事	下 村 碓 史	小林市真方2979
理 事	深 瀬 光 夫	小林市真方 373番地
監 事	中 村 義 則	小林市真方3130番地
監 事	神 之 蘭 寿	小林市北西方5295番地14

(任期：令和4年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	寺 師 友 二	小林市北西方5350番地1
理 事	鷗 野 勤	小林市東方6242番地
理 事	西ノ蘭 茂 雄	小林市真方3356番地2
理 事	永 井 広 行	小林市真方4289番地
理 事	下 村 勲	小林市真方2637番地10
理 事	榎 田 丈 二	小林市真方4419番地
理 事	深 瀬 光 夫	小林市真方 373番地
理 事	宮 窪 義 和	小林市真方2772番地
監 事	坂 下 逸 夫	小林市真方4259番地の1
監 事	殿 所 穎 明	小林市真方4437番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、佐土原町土地改良区(宮崎市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	赤池克幸	宮崎市佐土原町東上那珂9597番地
理事	太田武重	宮崎市佐土原町下那珂3474番地1
理事	鈴木孝明	宮崎市佐土原町下那珂2964番地トの10
理事	佐藤利巳	宮崎市佐土原町下那珂9116番地
理事	三浦浩幸	宮崎市佐土原町下那珂1134番地の5
理事	宇佐見秀夫	宮崎市佐土原町下那珂2966番地26
理事	郡司武光	宮崎市佐土原町下那珂 11621番地
理事	戸敷榮一	宮崎市佐土原町西上那珂4158番地
理事	廣常高一	宮崎市佐土原町下那珂58番地41
理事	菅浩和	宮崎市佐土原町東上那珂5911番地
監事	河崎康幸	宮崎市佐土原町東上那珂 11906番地
監事	矢野政治	宮崎市佐土原町下那珂2961番地4
監事	山地修司	宮崎市佐土原町下那珂1125番地14

(任期：令和5年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	三浦修	宮崎市佐土原町東上那珂1539番地の1
理事	福田誠	宮崎市佐土原町下那珂2953番地50
理事	横山重實	宮崎市佐土原町下那珂 11627番地4
理事	押川秀一	宮崎市佐土原町西上那珂1893番地
理事	岩切克己	宮崎市佐土原町東上那珂 12097番地
理事	細川俊二	宮崎市佐土原町下那珂71番地

理事	鈴木孝明	宮崎市佐土原町下那珂2964番地トの10
理事	太田武重	宮崎市佐土原町下那珂3474番地1
理事	矢野政治	宮崎市佐土原町下那珂2961番地4
理事	佐藤利巳	宮崎市佐土原町下那珂9116番地
監事	赤池克幸	宮崎市佐土原町東上那珂9597番地
監事	三浦浩幸	宮崎市佐土原町下那珂1134番地の5
監事	宇佐見秀夫	宮崎市佐土原町下那珂2966番地26

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、沖水川筋土地改良区(都城市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	中島信夫	都城市吉尾町1981番地
理事	有川義弘	都城市下川東2丁目16-5
理事	山下京告	都城市祝吉3丁目8-8
理事	坂元茂雄	都城市下川東2丁目4-15
理事	細山田守	都城市郡元町2838番地1
理事	中濱武男	都城市神之山町1934番地
理事	宮元博巳	都城市郡元4丁目11-5
理事	長瀬忠嗣	都城市金田町1925番地2
理事	正ヶ峯正博	都城市金田町1185番地
理事	平川福男	都城市金田町2471番地1
理事	堤次男	都城市金田町2440番地
理事	吉永文貞	都城市乙房町 483番地
監事	日置幸一	都城市下川東4丁目24-4
監事	坂口透	都城市上川東3丁目9-5

監 事	黒 木 兼 義	都城市乙房町 438番地 2
-----	---------	----------------

(任期：令和5年4月15日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	中 島 信 夫	都城市吉尾町1981番地
理 事	有 川 義 弘	都城市下川東2丁目16-5
理 事	山 下 京 告	都城市祝吉3丁目8-8
理 事	細山田 守	都城市郡元町2838番地1
理 事	森 安 美	都城市郡元町2935番地
理 事	宮 元 博 巳	都城市郡元4丁目11-5
理 事	古 市 忠 二	都城市金田町1053番地
理 事	堤 次 男	都城市金田町2440番地
理 事	平 川 福 男	都城市金田町2471番地1
理 事	吉 永 文 貞	都城市乙房町 483番地
理 事	長 倉 澄 男	都城市下川東4丁目18-3
理 事	長 瀬 忠 嗣	都城市金田町1925番地2
監 事	蒲 生 五 雄	都城市郡元1丁目4-1
監 事	黒 木 兼 義	都城市乙房町 438番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、南郷町土地改良区（日南市）から平成31年3月15日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和元年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、市谷土地改良区（小林市）から平成31年4月16日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和元年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、牟田原土地改良区（小林市）から平成31年4月25日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和元年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第1項の規定により、祓川第2地区県営土地改良事業（高原町、畑地帯総合整備事業（担い手育成型））に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
令和元年6月20日から令和元年7月19日まで
- 縦覧場所
高原町農畜産振興課内
- その他
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。
また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和元年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 作業の種類
基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
当該区域の空中写真撮影及び現地画像基準点を実施し、空中写真から標高データ及びオルソ画像を作成する。
- 作業地域
宮崎県高千穂町
- 作業期間
令和元年7月26日から令和2年3月31日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎市長から次のとおり通知があった。

令和元年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 作業の種類
公共測量（基準点測量）
- 作業地域
宮崎市佐土原町
- 作業期間
令和元年5月21日から令和元年6月28日まで

公安委員会告示

宮崎県公安委員会告示第61号

宮崎県遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例（平成4年宮崎県条例第37号）第8条第2項の規定により、次のと

おり特別遊泳場を指定する。

令和元年6月20日

宮崎県公安委員会委員長 島津久友

海水浴場等の 名 称	所 在 地	指 定 期 間
青島海水浴場	宮崎市青島二丁目 669 番地の1の先	令和元年7月6日から 同 年9月1日まで
白浜海水浴場	宮崎市大字折生迫1707 番地の先	令和元年7月6日から 同 年9月1日まで
富士海水浴場	日南市大字富士字金ヶ 脇	令和元年7月7日から 同 年8月31日まで
大堂津海水浴 場	日南市大堂津 大堂津 海浜	令和元年7月6日から 同 年8月31日まで
日南市 栄松ビーチ	日南市南郷町中村乙41 78番地1	令和元年7月13日から 同 年8月31日まで
高鍋海水浴場	高鍋町蚊口浜海岸	令和元年7月12日から 同 年8月25日まで

雑 報

宮崎県市町村職員共済組合公告

宮崎県市町村職員共済組合法第5条の規定に基づき、平成30年度決算の要旨を公告する。
令和元年6月20日

宮崎県市町村職員共済組合
理事長 安田 修

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過の 長 期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	財形
収	負担金	3,500,895	9,141,928	473,927	119,132		135,037	175,727					
	掛金等	3,489,951	5,730,575	473,933				172,820					
	施設収入・商品売上								123,433				
	連合会交付金等	373,314					59,905	1,265			370		
	利息及び配当金	7				4,055	11,295	19	40	17	73,022	1	1
	その他の収入	76,118						13	16,597	56,739	15,169	44,943	
入	他経理から繰入						27,248		41,265				
	前年度支払準備金	497,537											
	計	7,937,822	14,872,503	947,860	119,132	4,055	11,295	222,222	349,852	181,312	129,761	15,540	44,944
支	給付	3,171,474											
	役職員給与						89,157	37,791		6,618	803	13,307	
	旅費・事務費						10,917	7,024	622	525	87	2,108	
	商品仕入								1,624				
	委託費						4,788	5,732	75,851	139		3,244	
	支払利息					4,055	11,295			32,214	12,038	193	
	連合会払込金等	344,320					21,451	2,669			1,217		
	前期高齢者納付金	2,052,279											
	後期高齢者支援金	1,311,605											
	負担金等払込金		14,872,503	947,860	119,132			60,017					
出	他経理へ繰入	27,248						41,265					
	その他の支出	677,153					29,244	224,778	87,295	3,952	5,991	11,235	
	次年度支払準備金	499,983											
	計	8,084,062	14,872,503	947,860	119,132	4,055	11,295	215,574	319,259	165,392	43,448	20,136	30,087
差引当期利益金又は 当期損失金(△)	△ 146,240	0	0	0	0	0	6,648	30,593	15,920	86,313	△ 4,596	14,857	0

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過の 長 期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	財形
資 産	流動資産	532,561	881,691	59,475	416	4,055	46,919	270,745	578,969	199,718	2,597,552	105,354	486,284
	固定資産					777,000	2,759,496	1,048	51	1,039,395	6,492,749	1,112,016	
	繰延資産								330				
資産合計	532,561	881,691	59,475	416	781,055	2,806,415	271,793	579,350	1,239,113	9,090,301	1,217,370	486,284	
負 債	流動負債	14,979	881,691	59,475	416			5,694	13,113	11,241	8,521,694	15	56,868
	固定負債	499,983				781,055	2,806,415	76,169	46,619	25,819	16,999	1,166,279	18,464
負債合計	514,962	881,691	59,475	416	781,055	2,806,415	81,863	59,732	37,060	8,538,693	1,166,294	75,332	
純資産	利益剰余金	17,599						189,930	519,618	1,202,053	551,608	51,076	410,952
欠損金													
純資産合計	17,599	0	0	0	0	0	189,930	519,618	1,202,053	551,608	51,076	410,952	
負債・純資産合計	532,561	881,691	59,475	416	781,055	2,806,415	271,793	579,350	1,239,113	9,090,301	1,217,370	486,284	

正 誤

令和元年6月3日付け県公報(第9号)目次中

ページ	段	行	誤	正
1	右	9	保安林の指定施業要件の変更予定の通知	保安林の指定施業要件の変更